

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業

要求水準書

平成16年9月27日

国立大学法人 金沢大学

目 次

第1 総則.....	1
1 本要求水準書の位置付け.....	1
2 整備方針.....	1
第2 施設設計要求水準.....	4
1 基本要件.....	4
(1) 基本方針.....	4
(2) 適用法令等.....	4
(3) 適用基準等.....	5
(4) 敷地条件.....	5
(5) 現況建物の状況.....	6
(6) インフラ整備状況.....	6
(7) 規模等.....	9
2 施設計画.....	10
(1) 建築計画.....	10
(2) 構造計画.....	11
(3) 設備計画.....	13
3 棟別要求水準.....	18
(1) 新営施設.....	18
(2) 改修施設.....	23
第3 設計・建設工事・監理業務要求水準.....	35
1 設計業務.....	35
(1) 基本要件.....	35
(2) 手続書類の提出.....	35
(3) 設計図書.....	35
2 建設工事業務.....	38
(1) 基本要件.....	38
(2) 施工管理.....	38
(3) 廃棄物の処理.....	39
3 工事監理業務.....	40
第4 校舎(解剖実習棟)を除く維持管理業務に関する要求水準.....	41
1 目的.....	41
2 一般事項.....	41
(1) 用語の定義.....	41
(2) 事業者の業務範囲.....	42
(3) 業務期間.....	42
(4) 業務実施の考え方.....	43
(5) 要求サービス水準の参考資料.....	43
(6) 維持管理業務計画書.....	44
(7) 維持管理業務報告書.....	45
(8) 点検及び故障等への対応.....	46
(9) 非常時・緊急時の対応.....	46
(10) 法令等の遵守.....	46
(11) 費用の負担.....	46

(12) 大規模修繕業務の扱い	46
3 検針業務	47
(1) 目的	47
(2) 業務の内容	47
(3) 要求水準	47
4 清掃業務	48
(1) 目的	48
(2) 業務の対象	48
(3) 業務の実施	48
(4) 要求水準	48
(5) 特記事項	48
5 校舎等警備業務	51
(1) 目的	51
(2) 業務の対象	51
(3) 業務の実施	51
(4) 要求水準	51
(5) 特記事項	51
6 植栽管理業務	53
(1) 目的	53
(2) 業務の対象	53
(3) 業務の実施	53
(4) 要求水準	53
(5) 特記事項	53
7 昇降機設備保守管理業務	54
(1) 目的	54
(2) 業務の対象	54
(3) 業務の実施	54
(4) 要求水準	54
8 電気設備保守管理業務	55
(1) 目的	55
(2) 業務の対象	55
(3) 業務の実施	55
(4) 要求水準	55
9 給排水衛生設備保守管理業務	56
(1) 目的	56
(2) 業務の対象	56
(3) 業務の実施	56
(4) 要求水準	56
10 空調等設備保守管理業務	57
(1) 目的	57
(2) 業務の対象	57
(3) 業務の実施	57
(4) 要求水準	57
11 防災設備保守管理業務	58
(1) 目的	58

(2) 業務の対象.....	58
(3) 業務の実施.....	58
(4) 要求水準.....	58
12 建物（構造・仕上）保守管理業務.....	59
(1) 目的.....	59
(2) 業務の対象.....	59
(3) 業務の実施.....	59
(4) 要求水準.....	59
(5) 特記事項.....	59
13 外構保守管理業務.....	61
(1) 目的.....	61
(2) 業務の対象.....	61
(3) 業務の実施.....	61
(4) 要求水準.....	61
第5 校舎（解剖実習棟）の維持管理業務に関する要求水準.....	62
1 目的.....	62
2 一般事項.....	62
(1) 用語の定義.....	62
(2) 事業者の業務範囲.....	62
(3) 業務期間.....	62
(4) 業務実施の考え方.....	62
(5) 要求サービス水準の参考資料.....	62
(6) 維持管理業務計画書.....	63
(7) 維持管理業務報告書.....	63
(8) 点検及び故障等への対応.....	63
(9) 非常時・緊急時の対応.....	63
(10) 法令等の遵守.....	63
(11) 費用の負担.....	64
(12) 大規模修繕業務の扱い.....	64
3 検針業務.....	65
(1) 目的.....	65
(2) 業務の内容.....	65
(3) 要求水準.....	65
4 清掃業務.....	66
(1) 目的.....	66
(2) 業務の対象.....	66
(3) 業務の実施.....	66
(4) 要求水準.....	66
(5) 特記事項.....	66
5 校舎等警備業務.....	67
(1) 目的.....	67
(2) 業務の対象.....	67
(3) 業務の実施.....	67
(4) 要求水準.....	67
(5) 特記事項.....	67

6	植栽管理業務	68
	(1) 目的	68
	(2) 業務の対象	68
	(3) 業務の実施	68
	(4) 要求水準	68
	(5) 特記事項	68
7	昇降機設備保守管理業務	69
	(1) 目的	69
	(2) 業務の対象	69
	(3) 業務の実施	69
	(4) 要求水準	69
8	電気設備保守管理業務	70
	(1) 目的	70
	(2) 業務の対象	70
	(3) 業務の実施	70
	(4) 要求水準	70
9	給排水衛生設備保守管理業務	71
	(1) 目的	71
	(2) 業務の対象	71
	(3) 業務の実施	71
	(4) 要求水準	71
	(5) 特記事項	71
10	空調等設備保守管理業務	72
	(1) 目的	72
	(2) 業務の対象	72
	(3) 業務の実施	72
	(4) 要求水準	72
11	防災設備保守管理業務	73
	(1) 目的	73
	(2) 業務の対象	73
	(3) 業務の実施	73
	(4) 要求水準	73
12	建物（構造・仕上）保守管理業務	74
	(1) 目的	74
	(2) 業務の対象	74
	(3) 業務の実施	74
	(4) 要求水準	74
	(5) 特記事項	74
13	外構保守管理業務	75
	(1) 目的	75
	(2) 業務の対象	75
	(3) 業務の実施	75
	(4) 要求水準	75
第6	運営業務に関する要求水準	76
1	目的	76

2 一般事項	76
(1) 事業者の業務範囲	76
(2) 業務期間	76
(3) 運営業務計画書	76
(4) 運営業務報告書	76
(5) 非常時・緊急時の対応	77
3 教育研究の補助業務	78
(1) 目的	78
(2) 解剖実習の補助業務	78
(3) 法医解剖の補助業務	78
(4) その他、留意事項	78
4 学校事務業務	79
(1) 目的	79
(2) 業務の主な内容	79
(3) 留意事項	79

第 1 総則

1 本要求水準書の位置付け

この要求水準書は、「金沢大学(宝町)総合研究棟等」(以下「本施設」という)の改修整備等に関して、施設の空間機能要件、設備の機能要件、維持管理、運営に関する要件について、本施設が要求する一定の水準を示すものである。

2 整備方針

宝町団地では、「診療・教育・研究・運営が一体となったバリアフリーホスピタルの構築」をコンセプトとし、高度先進医療に対応した地域拠点病院を目指し、平成9年度より医学部附属病院の再開発整備を進めている。平成13年に新病棟を開院し、引き続き、中央診療棟の改築整備を行っている。

一方、大学院医学系研究科を中心とする医科学系教育、研究分野においては、既存教育・研究施設の多くは昭和30～40年代に建設された施設であり、老朽・狭隘のため、複雑・高度化が著しい医科学系教育・研究分野においては、既存教育・研究への対応、また、多分野に渡る学際的総合研究、大型プロジェクト研究等の推進が非常に困難な状況である。

金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業(以下「本事業」という。)は、文部科学省が進める「緊急整備5か年計画」に基づき、宝町キャンパス内において、角間Ⅱ団地へ移転後の薬学部、がん研究所の教育・研究施設、老朽・狭隘化の著しい大学院医学系研究科の既存施設等を改修整備することにより、大学院医学系研究科を中心とした生命科学の高度教育・研究拠点を構築するものである。

「金沢大学(宝町)総合研究棟等」とは、本事業の対象となる施設全体の総称であり、個々の建物の名称と規模などについては以下に示すとおりである。

■整備対象建物一覧

建物名称	構造・規模	事業方式	建設年	耐震診断	耐震補強
◆改修					
①総合研究棟 (医学部南研究棟)	R5-1 5,351 m ²	RO ^{*1}	昭 43,48,53,61,平 11	Is=0.22	要
②総合研究棟 (医学部北研究棟)	R6-1 6,429 m ²		昭 41,52,61	Is=0.25	要
③総合研究棟 (医学部中央施設棟)	R2-1 3,441 m ²		昭 43,平 11	Is=0.33	要
④総合研究棟 (標本教育研究棟 (現医学部解剖棟)) (うち、取壊部分)	R2 1,172 m ² (376 m ²)		昭 41,48	Is=0.23	要
⑤総合研究棟 (十全講堂)	R2 1,248 m ²	RO ^{*1}	昭 38	Is=0.76	不要
⑥総合研究棟 (旧製薬化学科実験研究棟)	R6 3,592 m ²		昭 42	Is=0.26	要
⑦総合研究棟 (旧薬学科実験研究棟)	R4 3,464 m ²		昭 34,35,38	Is=0.44	要
⑧総合研究棟 (旧薬学講堂)	R1 200 m ²		昭 42	Is=0.28	要
合計面積 (うち、取壊部分)	24,897 m ² (376 m ²)				
◆新設					
⑨コリドー I	R2 79 m ²	BTO ^{*2}	新設		
⑩コリドー II	R2 872 m ²	RO ^{*1}	改修(増築)		
⑪解剖実習棟	R2 1,260 m ²	BOT ^{*3}	新設		

※面積は、施設台帳上の面積であり、建築基準法上の面積ではない。

※1:RO方式:Rehabilitate,Operate

※2:BTO方式:Build, Transfer, Operate

※3:BOT方式:Build,Operate, Transfer

■整備スケジュール

施設名称	工事期間 (予定)	供用開始 (移行期間含む) (予定)
⑦総合研究棟 (旧薬学科実験研究棟)	(仮改修) 平成17年10月～平成18年3月 (本改修) 平成20年2月～平成20年5月	平成18年4月
⑤総合研究棟 (十全講堂)	(改修) 平成17年10月～平成18年3月	平成18年4月
⑪校舎 (解剖実習棟)	(新設) 平成17年10月～平成18年3月	平成18年4月
⑨コリドー I	(新設) 平成18年5月～平成18年10月	平成18年11月
⑥総合研究棟 (旧製薬化学科実験研究棟)	(改修) 平成18年5月～平成18年10月	平成18年11月
⑧総合研究棟 (旧薬学講堂)	(改修) 平成18年5月～平成18年10月	平成18年11月
②総合研究棟 (医学部北研究棟)	(改修) 平成18年12月～平成19年5月	平成19年6月
③総合研究棟 (医学部中央施設棟)	(改修) 平成18年12月～平成19年12月	平成20年1月
①総合研究棟 (医学部南研究棟)	(改修) 平成19年7月～平成19年12月	平成20年1月
④総合研究棟 (標本教育研究棟 (現 医学部解剖棟))	(改修) 平成19年7月～平成19年12月	平成20年1月
⑩コリドー II	(新設) 平成19年7月～平成19年12月	平成20年1月

第2 施設設計要求水準

1 基本要件

(1) 基本方針

- ア 医学系研究科・医学部の機能連携に配慮し、また病院との教育連携を重視した計画とすること。
- イ 効率的な施設運用・管理に配慮した計画とすること。
- ウ 将来に渡り、教育研究の実効的な展開に配慮した計画とすること。
- エ 教職員、学生相互の交流を行えるアメニティ環境に配慮した計画とすること。
- オ 地域交流、国際交流に配慮した計画とすること。
- カ 安全性に配慮した計画とすること。
- キ 多様な教育・研究に対応できるよう配慮した柔軟な計画とすること。
- ク 耐震性に配慮した計画とすること。
- ケ 「石川県福祉バリアフリー社会の推進に関する条例」の施設整備基準を満たすこと。なお、階段を除く施設、設備について、ハートビル法の誘導的基準を満たすこと。
- コ 本施設の設計・建設及び維持管理の計画並びに実施においては、「省エネルギー法」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めるなど、地球環境保護への配慮を示すこと。
- サ 大学では、事業期間終了後も施設の継続使用を想定しているため、長期間使用可能な施設の整備を目指すこと。
- シ BOT方式による解剖実習棟は、事業者の裁量による自由な運用を考慮してよいが、大学教育・研究施設・公共的施設としてふさわしい運用形態とすること。

(2) 適用法令等

本業務の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 国立大学法人法
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 大気汚染防止法

- ・電気事業法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・労働安全衛生法
- ・下水道法
- ・石川県福祉バリアフリー社会の推進に関する条例
- ・その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守のこと。

(3) 適用基準等

本業務を行うにあたっては、基本的に下記基準類の最新版を標準仕様として適用するものとする。

- ・文教施設建築工事標準仕様書・付属資料（平成16年版）
- ・文教施設建設改修工事標準仕様書・付属資料（平成16年版）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）
- ・学校建築構造設計指針・同解説（平成8年版）
- ・文教施設電気設備工事標準仕様書（平成16年版）
- ・文教施設電気設備工事標準図集（平成16年版）
- ・文教施設機械設備工事標準仕様書（平成16年版）
- ・文教施設機械設備工事標準図集（平成16年版）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- ・文部科学省土木工事標準仕様書（平成14年版）一部改正（平成16年度版）
- ・国土交通省制定土木構造物標準設計(1)(2)（国土交通省監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・文部科学省保全業務仕様書

(4) 敷地条件

ア 位置	石川県金沢市宝町 1-1 金沢大学宝町団地構内 （【資料1】「事業計画地位置図、配置図」参照）
イ 敷地面積	130,396 m ² （うち本業務建設予定地約 5,780 m ² ） （【資料2】「工事用地位置図」参照）
ウ 接道条件	幅員 35.6m 接道長さ 35.6m
エ 区域・用途地域	市街化区域、第一種住居地域
防火指定	指定なし
その他	伝統環境保存区域に隣接

オ 建ぺい率	60 %
カ 容積率	200 %
キ 日影規制	4 時間・2.5 時間
ク 地盤状況	【資料 3】 「地盤調査資料」 参照

(5) 現況建物の状況

現況建物の状況については、【資料 4】「現況施設配置図」、【資料 5】「既設仕上表・平面図等」及び、【閲覧資料】「建物現状調査報告書」、「既存建物設計図書」を参照のこと。なお、医学部薬品庫及び渡り廊下の一部は本事業に先立って行われる埋蔵文化財調査の際に取り壊しを行い、事業開始時には更地(土)とする予定としている。

(6) インフラ整備状況

【閲覧資料】「基本設計図書」を参照する。また、具体的な引込み位置については、【資料 6】「インフラ整備状況概要図」参照する。

下記事項において、敷地に関する規制内容やインフラ整備状況については、応募者において各管理者に適宜確認を行うこと。

ア 給水設備

R I 総合センター東側の学部系受水槽300m³より圧力ポンプにて埋設給水主管を經由して各棟に供給している。ポンプ室からの供給管は、医学系統と病院系統の2系統でそれぞれ供給され、医学部系統は南研究棟北側のピロティを經由し、中央施設棟地下1階を横断して西側構内道路下の埋設給水主管200φに接続している。また、病院系統は同じルートで西側構内道路下の埋設給水主管150φに接続している。

学部系受水槽には敷地内の3号井戸、7号井戸から供給し、さらに西側上水道本管より市水を150φで引込み、バックアップが行えるようにしている。なお、3号井戸から学部系受水槽に供給している井水配管は、上記ポンプ室からの給水管とほぼ同じルートで配管されている。

■ 既存設備

学部系受水槽	300m ³
圧力給水ポンプ	120m ³ /h×7.5kw×5台/組×2組 (ポンプ10台の並列ローテーション運転)
供給井戸	7号井戸 深度180m、日揚水量480m ³
	3号井戸 深度160m、日揚水量736m ³
	2号井戸 深度200m、日揚水量600m ³

■既存棟給水方式

高置水槽方式	医学部北研究棟、医学部中央施設棟、医学部南研究棟、旧製薬化学科実験研究棟、旧薬学科実験研究棟、がん研究所本館、R I 総合研究施設棟
直圧方式	十全講堂、記念館、福利施設棟

イ 排水設備

屋外排水管は、生活系と実験排水系の2系統に分かれている。生活系は医学部エリアにおいて南側2箇所、北西側1箇所の計3箇所で金沢市公共下水道に放流している。

実験排水系については、医学部北研究棟、医学部中央施設棟、現医学部解剖棟の3箇所に中継排水槽を設け、同槽からポンプアップ排水にて実験系屋外排水管に接続し、敷地南東側にある実験排水処理施設でPH中和処理を行い生活系最終排水柵に接続している。

■既存設備

実験排水処理施設	連続処理能力 30m ³ /h
中継排水槽	医学部北研究棟 10m ³
	医学部中央施設棟 10m ³
	現 医学部解剖棟 8m ³

ウ ガス

金沢市企業局の南側ガス本管より中圧で引込み、医学部にはガバナーで低圧に減圧し、供給主管150φから各棟にガスメーターを経由して供給している。

エ 消火設備

各棟別に給水供給管直結方式で屋内消火栓・屋外消火栓に接続している。また、医学部北研究棟・医学部中央施設棟・医学部南研究棟に連結送水管設備が設置されている。

オ 電話通信設備

電話交換機は、医学部及び附属病院を含めた容量の電子デジタル交換機（2000回線）を病棟の電話交換室に設置している。

電話交換機

実践回線 2000回線

使用回線 1408回線

カ 受変電設備

中央設備室において、77 k v で受電し、6.6 k v に降圧して医学部各棟電気室へ1回線で供給している。

電気室名称	変圧器容量 (KVA)	電力供給区域	備考
医学部北研究棟	625	医学部北研究棟、医学部中央施設棟、図書館	
医学部南研究棟	950	医学部南研究棟、医学部福利施設棟、屋外活動施設	
薬学部棟	550	旧薬学科実験研究棟、旧製薬化学科実験研究棟、旧薬学講堂	屋外キュービクル形
十全講堂	700	十全講堂	
がん研究所本館	800	がん研究所本館	屋外キュービクル形
実験動物施設棟	450	動物実験施設棟、現医学部解剖棟	
RI総合センター	450	RI総合センター	
遺伝子実験施設棟	130	遺伝子実験施設棟	がん研究本館より高圧にて配電
記念館	120	記念館	十全講堂より高圧にて供給 屋外キュービクル形

契約電力等：北陸電力 石川支店

契約電力 特高 5200KW

キ 自家用発電機設備

2ヶ所に低圧の自家発電機設備を設けている。

■ 既存設備

設置場所	発電容量	
医学部北研究棟	3φ3w210v	50KVA
実験動物研究施設棟	3φ3w210v	250KVA

ク 情報通信設備

医学部中央施設棟2階の情報処理室からルーターを通し、金沢大学学内LANに接続し、宝町団地全体の学術・研究用ネットワークを構築している。

ケ 監視設備

電気系監視(受変電監視中心)は附属病院中央監視室にて一括監視している。

(7) 規模等

解剖実習棟については、前記整備対象建物一覧に記する延面積(増+2%、減-1%以内)とする。

新築、増築部分の構造、基礎方式については、関係法令、要求水準を満足できることを条件に、自由に提案を求めるものとする。

2 施設計画

(1) 建築計画

【資料7】「改修計画平面図（案）」及び【閲覧資料】「基本設計図書」を参考として、各室の要求水準を満足するような事業者の創意工夫に富んだ提案を求めるものとする。

ア 配置・平面計画

- ・ 各部門及び所要室の特性を十分に把握し、機能性・利便性を重視した平面計画とする。
- ・ 廊下や階段など、複雑な形状・位置をなるべく避け、分かりやすく明快な平面構成とする。
- ・ フロア案内や室名サインなどを見やすい位置に適切に設置し、円滑な移動を促すよう配慮する。
- ・ 運用管理・警備等がしやすい動線計画やエリアの配置計画とする。
- ・ 既存改修建物については、平面図に提示した間取りを尊重し、かつ、利用者の利便性、わかり易さ、管理運営のしやすさなどに配慮した改修計画とする。
- ・ 医学部北研究棟、医学部南研究棟、旧薬学科実験研究棟の北面及び旧製薬化学科実験研究棟の西面に建物外観及び周辺環境を損なわないよう配慮した設備デッキを設置する。
- ・ 本要求水準書に記載されていない室、設備で、事業者が円滑に事業を進めるために必要と認められるものについては、要求水準を損なわない範囲で、事業者の裁量により設けることができる。

イ 断面計画

- ・ さまざまな立場の人の行き来、物資の搬出入が頻繁に行われる施設であることを踏まえ、各建物間の出入口をはじめとして、建物内外の部分において、できるだけ段差の生じない断面計画とする。
- ・ 設置される設備デッキ、室内における設備機器、配管、配線の適切かつ必要十分な配置に努め、室内の良好な教育・研究・環境を維持できるような断面計画とする。

ウ 内装計画

- ・ 仕上材については、各エリアの用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組み合わせを選ぶよう努める。
- ・ 仕上材は各室の機能を満足させるとともに、メンテナンス等維持管理面に配慮した選定を行う。
- ・ 使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避けるとともに、改修時・解体時における環境汚染に配慮する。
- ・ 内装仕上の色彩については、本施設に相応しい、清潔感のある色彩環境の創造に努める。
- ・ 居室空間の内装に、木などの自然材料やエコマテリアルを部分的にでも採用することが望ま

しい。

- ・ 新設する間仕切壁等は、隣室、廊下間の遮音に配慮した性能が確保できるように計画する。
- ・ 新設する扉の開き勝手は原則として内開きとし、取手はレバーハンドルとする。
- ・ 隣室間の間仕切りは追加、変更が容易にできるような工夫をすることが望ましい。

エ 外装計画

- ・ 外観デザインについては、【閲覧資料】「基本設計図書」に示されたイメージを踏襲し、教育研究施設としての品格と、明るく親しみ易い雰囲気を持ち、医学部全体の統一感と周辺環境との調和の図れるデザインの提案を求める。使用材料については具体的には定めない。
- ・ 仕上材は機能を満足させるとともに、メンテナンス等維持管理面に配慮した選定を行うこと。
- ・ 断熱等省エネルギーに配慮した計画とする。

オ その他要求事項

- ・ 窓にブラインドを設置する。
- ・ 基本的に、耐震・耐力上必要としない間仕切壁は全て撤去する。
- ・ 内部仕上げ材については、下地共（モルタル除く）全て撤去する。
- ・ 使用材料等を考慮し、通路、階段を含め全体的に振動、騒音を極力抑制する。
- ・ 当キャンパス敷地内全域を、禁煙としている。
- ・ 屋根防水・とい・建具の全面更新改修を行う。
- ・ 外壁・屋根・ピロティ上部は、断熱処理を行う。
- ・ 外壁については、打診調査を行い、浮き・クラック・剥落等危険な箇所は、適切な処置を行う。

(2) 構造計画

- ア** 構造計画は、自重・積載荷重・建築設備機械荷重・実験機材荷重・実験機器及びその他機械装置により生じる衝撃荷重・風・地震により作用する荷重を適切に考慮し安全な計画とする。
- イ** I_s 値は、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（財）日本建築防災協会」の基準により算定する値で0.7以上、また、 q 値は1.0以上（ C_{tuSd} 値0.3以上）を確保する。
- ウ** 建物に必要な保有水平耐力の算定に当たっては、学校建物の安全性及び機能性を考慮し、建築基準法施行令による C_0 の値を1.25倍することを標準とする。
- エ** 耐震補強計画は、強度靱性型・免震制震型、RC系・鉄骨系など、多様な構法を検討し、景観的・技術的に調和する構法を採用する。また、騒音・振動・粉塵等の発生がなるべく少ない工法とする。
- オ** 耐震安全性の分類は、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設で、かつ危険物を貯蔵又は使用する施設で、放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する視線研究施設とし、構造体をⅡ類、建築非構造部材をB類、建築設備を乙類とする。（公共建築協会発

行 建築構造設計規準及び同解説)

- カ 建物は、地震等に対する保有耐力を充分に見込み、大地震動後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。
- キ 建物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全かつ経済性に配慮した計画を行う。
- ク 設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」の耐震クラスをAとする。
- ケ 改修後の用途により、積載荷重が閲覧資料の耐震補強案の原設計よりも増加する部分の構造について、過度のたわみや安全性を損なわないように配慮する。
- コ ひび割れ、中性化、錆等、今後の使用に耐久性上問題のある部分は、耐久性向上のための改修を行う。
- サ 改修設計において、既存躯体（耐力を受ける部位）をできる限り傷めないよう配慮する。
- シ 主要構造体への新規スリーブは設けないことを原則とする。
- ス 床スラブに重量物又は、大型開口部等による構造補強を要する箇所は、補強設計等を行う。
- セ 【閲覧資料】「基本設計図書」の耐震補強案は一例であり、要求水準の範囲内で自由な提案を行うことができる。また、提案者の独自の材料あるいは構法を用いることができる。

(3) 設備計画

ア 一般事項

地球環境保全に十分配慮した計画とし、長期的視点に立って効率的で維持管理の容易なシステムを基本とする。特に大学の立地条件や施設の用途・規模・使用条件には十分留意して各室内環境に大きな支障がでないように配慮する。

- ・ 将来的な変化や発展性などを考慮し、更新性に考慮した設備計画とする。
- ・ ライフサイクルコスト(LCC)の観点から将来にわたる維持管理コストの低減が図れる設備計画とする。
- ・ 風雪水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とする。
- ・ 各設備、防災関係の自動監視は集中化を図り、一元管理により省力化ができるシステムとする。
- ・ 各種機器やダクト類については地震時の転倒防止、防振等に配慮し、適切な耐震対策を施す。
- ・ 障害者に対して配慮した設備計画とする。
- ・ 各機器の耐久性や騒音、景観への配慮から、原則として屋内に設置する。やむをえず屋外に設置する場合は、防音及び景観に配慮する。
- ・ 設備システムについては、外部熱負荷の積極的な低減や、エネルギー、資源の有効利用により適正な機器能力を選定し、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構成とする。
- ・ 最大需要電力の調整が、容易に制御できるシステムとする。
- ・ 既設の設備、機器・配管・配線は基本的に全て撤去し、新設する。
- ・ 工事期間中においても円滑なエネルギー供給、通信等を確保する。
- ・ 光熱水費の計量区分については建物毎、コラボについては単位毎、下水道の減免対象となる給水設備毎、その他必要な区分で行える計画とする。また、使用量は一括管理ができる方式とする。

イ 設備監視システム

- ・ 防災設備、非常放送設備、給排水設備、防犯設備、昇降機設備、空調設備は旧製薬化学科実験研究棟事務室において一元管理を行う。

ウ 電気設備

(ア) 受変電設備

- ・ 中央設備室の既設高圧き電盤より分岐する。
- ・ 各棟毎の電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保できるように、受電方式を選択し、受変電設備を設ける。
- ・ 既設設備は撤去する。

(イ) 動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤、及び実験機器用電源の設置、配管配線を行う。

- ・ 実験機器等の要求に応じて電源の確保が容易となる方式を採用する。

(ウ) 照明設備

- ・ 各室、共用部に設ける照明器具、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行う。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は関連法規に基づき設置する。
- ・ 照明器具、ランプの種類、設置位置は保守の行い易い方式とする。
- ・ 照度は、【資料8】「標準照度表」を原則として設定する他、JIS-Z-9110-89による。
- ・ 蛍光灯はHf照明器具を主に使用して高効率化・省エネ化を図り、用途に応じ必要な照度を確保し、各部屋の機能、雰囲気合った照明器具とする。
- ・ 照明器具は、室用途及び意匠的に統一感に配慮した器具とする。
- ・ 照明器具は適切な点滅区分を設定し、使い易さと省エネルギーを考慮する。
- ・ 廊下、階段及び便所においては人感センサーによる点滅及び調光を行う。
- ・ 会議室等の面積の大きい部屋の外光が差し込む部分については、光センサースイッチを使った点滅方式とする。
- ・ 外灯は、タイマー及び光センサースイッチを使った点滅方式とする。
- ・ 天井内配線はケーブル工事とし、露出部分においてはケーブルラックまたは配管工事とする。
- ・ 清掃・保守等に使用する一般コンセントを適宜、設置する。
- ・ 実験室のコンセントは3㎡～8㎡に1個を目安として設置する。
- ・ コンセントの回路は他の部屋と同一回路としないこと。（廊下、便所等は除く）
- ・ OAフロア設置場所はOAフロア用のコンセントを設置する。
- ・ コンセントは2P15A×2、E付きを標準とする。
- ・ 一般接地の他、実験機器用にA種接地等を設ける。

(エ) 避雷設備

- ・ 建築基準法に基づき設置する。
- ・ 内部機器などへの落雷の影響を抑える対策を検討すること。

(オ) 構内電話交換設備

- ・ 既設電話交換機より、配管配線を行う。
- ・ 電話機は大学が用意する。設置箇所は【別表1】による。

(カ) 情報配管配線設備

- ・ 各室にLANの配管配線を行う。
- ・ 【資料9】「設備計画資料」に従ってネットワークが構築できるようにする。
- ・ 各室には、およそ24㎡に1口以上の接続用モジュージャックを設ける。

(キ) 非常放送設備

- ・ 消防法に従い、全館に非常放送設備を設ける。

(ク) テレビ共同受信設備

- ・ UHF、VHF、地上波デジタル、BSの各種アンテナを設置する。

(ケ) 防災設備

- ・ 関連法規に基づき、必要な防災設備を適所に設置する。
- ・ 総合監視盤は旧製薬化学科実験研究棟事務室に設置し、一元管理を行う。また、各棟内の監視し易い場所に副受信機を設置する。

(コ) 防犯設備

- ・ 各室及び外部との出入口には、カードロック装置を設ける。
- ・ 外部の電気錠については総合監視盤を旧製薬化学科実験研究棟事務室に設置し、一元管理を行う。
- ・ カード方式は、非接触式ICカード方式とする。

(サ) エレベーター設備

- ・ 総合監視盤は旧製薬化学科実験研究棟事務室に設置し、一元管理を行う。

エ 機械設備

(ア) 空調設備

- ・ 設計温湿度条件：室内条件は、冷房26度、暖房22度、湿度は成り行きとし、個別に制御、計量できる方式とする。
- ・ 方式の採用にあたっては省エネルギー措置、環境配慮型を目指し、LCCO₂ 削減に配慮し、計画上の方針と計画説明書を提出すること。
- ・ 総合監視盤は旧製薬化学科実験研究棟事務室に設置し、一元管理を行う。

(イ) 換気設備

- ・ 建築基準法28条の2(シックハウス対策)に適應できる換気能力、運転方式を採用する。
- ・ 局所排気設備(ドラフトチャンバー等)を設置する。
- ・ 熱、臭気、塵埃、湿度等の除去、及び室内快適性を確保する。

(ウ) 給水設備

- ・ 供給系統は上水・雑用水(便所洗浄水)の2系統とする。
- ・ ポンプ圧送方式で既設受水槽より屋外配管にて供給する。
- ・ 方式は、高置水槽方式とする。

(エ) 排水設備

- ・ 生活排水 排水放流は施設直近の指定された位置に接続する。
(【資料9】「設備計画資料」参照)
- ・ 実験用排水 棟毎に設けられた実験用排水槽に接続する。
(【資料9】「設備計画資料」参照)
- ・ 雨水排水 既設雨水排水桝に接続する。

(オ) 衛生器具設備

- ・ 器具仕様は【資料10】「機械設備資料」参照。
- ・ 施設利用者の男女比率7:3を考慮にいれて適切な規模設定を行う。
- ・ 清掃等維持管理を配慮して器具を選定する。
- ・ 大便器については、男女共各便所毎に1箇所の洋風便器(ウォシュレット付き)を設置し、残りは和風便器とする。
- ・ 洗面台・小便器は自動水栓とする。

(カ) ガス設備

- ・ 供給箇所は【別表1】による。
- ・ 燃料は都市ガス13A (発熱量11,000kcal/Nm³) とする。

(キ) 給湯設備

- ・ 供給箇所は【別表1】による。
- ・ 燃料は都市ガス13A (発熱量11,000kcal/Nm³) とする。

(ク) 消火設備

- ・ 関連法規に基づき、必要な消火設備を適所に設置する。

オ エレベーター設備

- ・ 各棟の指定する位置に、下記の性能のエレベーターを設置する。
 - a) 医学部北研究棟 11人乗り 750kg 60m/min
 - b) 医学部南研究棟 11人乗り 750kg 60m/min
 - c) 旧製薬化学科実験研究棟 9人乗り 600kg 60m/min
- ・ 既設のエレベーターは撤去する。
- ・ 身障者対応とする。地震管制、火災管制、停電管制を行う。
- ・ 総合監視盤は旧製薬化学科実験研究棟事務室に設置し、一元管理を行う。

カ 外構計画

- ・ 外構範囲については、(【資料11】「外構範囲資料」)による。

(ア) 建物周辺部

- ・ 人の出入口や機器等の搬出入口廻りは、出入に支障のないよう段差の解消に努める。
- ・ 建物及び外構工事範囲の周囲 2 m については、敷均しの上、転圧を行う。

(イ) 構内道路

- ・ 構内道路は、車両の通行に支障のない幅（幅員6m以上）とするとともに、舗装の構造・仕上については、景観や環境の保全に配慮した材料の選定等を行う。
- ・ 解剖実習棟には、献体・法医解剖体の搬入・搬出ルートを確保する。

(ウ) 植栽

- ・ 植栽計画においては、施設及び周囲との調和、北陸地方の植生に配慮した計画とする。
- ・ 植栽は、植物の成長に支障がないよう配慮を行う。

(エ) 駐車場

- ・ 普通車 15 台程度の駐車場を確保する。

(オ) 中庭

- ・ コリドーⅡの東側外部と円滑に行き来できるよう計画する。
- ・ 教職員・学生の交流、くつろぎの場となるよう計画する。

(カ) サイン

- ・ 必要に応じて、適切な位置に屋外サインを設置する。

(キ) 外灯・点灯

- ・ 必要に応じて適切な位置に外灯・点灯を設置する。

(ク) 散水設備

- ・ 必要に応じて適切な位置に散水設備を設置する。

3 棟別要求水準

(1) 新営施設

<新解剖実習棟>

ア 基本方針

施設の有効活用、業務の効率的観点から、法医解剖及び系統解剖実習を併せて行えるよう本建物を新設する。また、本建物は、BOT方式による事業形態とし、事業者の民間によるノウハウの活用により、教育・研究への効果を期待する。

医学部南北研究棟の東部をつなぐコリドーⅡとも1, 2両階で接続する。

イ 施設主要機能要件

(ア) 解剖実習

- ・ 毎年4月～7月にかけて実施される学生対象の系統解剖実習の他、研修のための解剖も行う。
- ・ 献体の引取、処置、保管、実習準備、実習、後片付け、搬出までの流れが他の動線と交錯せずに円滑に進められるよう平面、断面計画を行う。
- ・ 安全、確実な保管環境、清潔良好な実習環境が成立するように配慮した設備、仕上計画を行う。献体処置、解剖実習の具体的な行為の流れについては【資料17】(系統解剖(解剖実習)関連フロー図)を参照。
- ・ 将来のIT化に対応した基盤整備(人体模型等を利用した実習等)に配慮した計画とする。

(イ) 法医解剖

- ・ 県警から依頼される法医解剖を行う。昼夜を問わず不定期に実施されるため、他と独立した動線計画、設備計画に配慮する。また、連続して実施されることも多いため円滑な解剖の進行を実現できるよう配慮する。

(ウ) 講義

- ・ 大学の授業、大学主宰の講演、催し物が行われ、また事業者の裁量によって多目的な利用も可能となる講義室を設ける。
- ・ 解剖に無関係な人の出入も自由となることから、棟内の他の機能とのアクセス、動線、設備等の交錯を避けた計画とする。

(エ) その他の施設要件

- ・ 遺体搬入時の作業が外部から見えないよう配慮する。

ウ 諸室の要求水準

下記に示す階構成については、要求水準を満たす範囲内で自由な提案を行うことができる。

-1階-

- a. 法医解剖室
 - ・ 県警から依頼される法医解剖を実施する室。
 - ・ 屋内外への感染防止対策を必要とする。
 - ・ 洗浄液などの消毒処理対策を必要とする。
 - ・ 出入口は引戸とする。
- b. 法務官待機室
 - ・ 法医解剖にかかる警察との打合せ、法務官の待機場所として利用する。
 - ・ 法医解剖室と隣接し、自動扉を設置する。
- c. 更衣・シャワー室
 - ・ 法医解剖室に隣接させる。
- d. 準備室
 - ・ 法医解剖受入れにかかる準備作業を行う室。
 - ・ 法医解剖室に隣接させる。
- e. 遺体冷蔵保存庫
 - ・ 搬入された献体を一時保管する室。
 - ・ 献体搬入専用口（シャッター）と遺体処置室の間に位置し、搬入専用口から献体を搬入し、遺体処置室側から取り出す。
 - ・ 4体収納できること。
- f. 遺体処置室
 - ・ 解剖実習用献体の処置を行う室。
 - ・ 搬入した遺体を、クレーンを用いてストレッチャーから処置台に載せ変え、防腐液（ホルマリン、フェノール、エタノール等混合液）を注入する。処置後保管庫へ搬入する。
 - ・ 献体の臭気及びホルムアルデヒドが発生するため、適切な換気設備を必要とする。
 - ・ 防腐液の床、壁面への付着が懸念されるため、付着しにくく清掃のし易い仕上材料を選定する。
 - ・ 床面はふき取り清掃とする。
 - ・ 窓は設けない。
- g. 遺体保管室
 - ・ 献体の保存を行う室。
 - ・ 150体保管可能とする遺体保管庫を設置する。
 - ・ 遺体処置室と隣接し、その間に自動扉を設置する。
 - ・ 献体の臭気及びホルムアルデヒドが発生するため、適切な換気設備を必要とする。
 - ・ 防腐液の床、壁面への付着が懸念されるため、付着しにくく清掃のし易い仕上材料を選定する。
 - ・ 床面はふき取り清掃とする。
 - ・ 窓は設けない。

- h. ホール
 - ・ 1階外部出入り口にホールを設置する。
- i. 霊安室・遺族控室
 - ・ 法医解剖体の祭事及び法医解剖中の遺族控室。
 - ・ 法医解剖室に近接させる。
 - ・ 遺族の休憩のため6畳程度の畳敷きスペースを設置する。
- j. 学生更衣室
 - ・ 出入口を2箇所設け、内部をパーティションで間仕切りし、学生の男女比率の変化に柔軟に対応できるように配慮する。
- k. 設備室・PS等
 - ・ 必要に応じて設備室・P S ・ E P Sを設置する。
 - ・ 床仕上は防塵仕上とする。
- l. 棺保管室
 - ・ 解剖実習後、献体を納棺するための棺を常時20棺程度保管する室。

-2階-

- m. 講義室
 - ・ 傾斜教室とし、168人分の固定座席を設ける。多目的な利用も多く想定されるため、コリドーⅡから直接出入りできるようにする。
 - ・ 解剖の臭気が流れ込まないように、換気の計画に配慮する。
- n. 解剖実習室
 - ・ 4月～7月の期間に延べ36日程度、学生解剖実習が実施される。
 - ・ 外部からの動線、セキュリティに配慮する。
 - ・ 床面はふき取り清掃とし、汚れにくく、傷つきにくい床仕上げとする。
 - ・ 室内に臭気がこもらずに良好な実習環境が保てるような換気システムとする。
 - ・ 内部に薬品過敏症の学生のためにユニット式クリーンルーム〔1人用〕を設置する。
 - ・ 献体搬送のため、寝台エレベーターを1基設置する。
- o. 準備室
 - ・ 解剖実習にかかる準備作業を行う室。
 - ・ 解剖実習室に隣接させる。
- p. 廊下
 - ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- q. 階段
 - ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
 - ・ 踏面、蹴上は、昇降しやすい寸法とし、手すりと併せ転倒や落下に配慮した計画とする。

r. 便所

- ・利用人数100人、男女比7：3に対応したスペースを確保し、便器・洗面台等の衛生器具設備を設置する。
- ・清掃等の維持管理面に配慮した計画とする。

エ 設備主要機能要件

(ア) 非常用発電設備

- ・遺体処置室・法医解剖室・解剖実習室・遺体冷蔵保存庫に非常用電源を設置する。

(イ) 換気設備

- ・室内及び室外の臭気をできるだけ抑えるような、換気方式を選択し、換気回数を確保する。
- ・屋内外への感染の心配される室に関しては、エアバランスに配慮して感染防止対策を行う。

(ウ) 廃液処理設備

- ・自動薬品注入設備を備えた処理槽を設置し、廃液処理を行う。

(エ) その他

- ・室別仕様一覧

諸室の目的、用途、必要とする設備などについては【別表1】を参照。

- ・装備・備品リスト

事業者側で調達する必要がある備品、及び設備接続などの工事を伴う装備・備品については【別表2】を参照。

<コリドーⅠ（渡り廊下）>

ア 基本方針

- ・ 十全講堂と旧薬学系研究棟を室内でつなぐ渡り廊下を一部新設する。
- ・ 将来の渡り廊下の接続に配慮する。

イ 各部要求水準

- ・ 廊下幅 2.5m以上 確保する。
- ・ 天井高さ 2.4m以上 確保する。
- ・ 内部仕上は、汚れにくく、清掃しやすい仕上げとする。

ウ 設備主要機能要件

(ア) 照明設備

- ・ 安全な通行に考慮した照明を設置する。
- ・ 清掃、保守に必要なコンセントを設置する。

<コリドーⅡ（渡り廊下）>

ア 基本方針

- ・ 医学部南研究棟、医学部北研究棟、標本教育研究棟(旧医学部解剖実習棟)、解剖実習棟をつなぐ渡り廊下を新設する。
- ・ 1階については、中庭と東側通路の歩行者動線を確保する。

イ 施設主要機能要件

- ・ 廊下幅は、2.5m以上確保し、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- ・ 天井高さは、2.4m以上確保し、清潔感のある仕上げとする。
- ・ 内部仕上は、汚れにくく、清掃しやすい仕上げとする。

ウ 設備主要機能要件

(ア) 照明設備

- ・ 安全な通行に考慮した照明を設置する。
- ・ 清掃、保守に必要なコンセントを設置する。

(2) 改修施設

<医学部南研究棟、医学部北施設棟>

ア 基本方針

設備・内装・装備の老朽化した医学部南研究棟、医学部北研究棟は、段階的に現在の居住者を旧薬学棟に仮移転させ、耐震補強および、設備、仕上等の改修整備を行う。

医学部南研究棟、北研究棟は、下階には、医学部の事務系諸室や、共用スペース、上階には基礎医学系の講座の研究室、実験室、及びコラボB研究室・実験室等が配置する。

施設のゾーン配置・諸室の配置・平面計画は【資料7】「改修計画平面図（案）」を参照。なお、この平面計画は現在の各講座間で調整して決定したものであるため、充分尊重すること。

イ 施設改修要件

下記改修内容を予定しているが、本要求水準を満たすことを大学が認めた場合、必ずしもこの通りを行う必要は無いものとする。

- (ア) 屋根・防水：更新改修
- (イ) 構造上主要な柱・梁・床・（耐震）壁：現状維持
- (ウ) 外壁：北面：耐震補強（現況壁面より外側）－外壁及び設備デッキ新設、外装仕上
- (エ) 南面：耐震補強（現況壁面の内側）－外装仕上
- (オ) 外部建具：撤去—新設
- (カ) 内部間仕切壁、天井、床仕上げ、造作等：撤去—新設
- (キ) 内部建具：撤去—新設
- (ク) エレベーター：撤去—新設
- (ケ) 設備機器・配管・配線：撤去—新設
- (コ) その他の施設要件
 - ・ 将来の渡り廊下の接続に配慮する。

ウ 諸室の要求水準

- (ア) 研究室（南）
 - ・ 基本的に標準パターンの研究室として計画し、利用形態に応じて必要な設備を付加する。
（【資料7】【別表1】【別表2】を参照）
- (イ) 研究室（北）
 - ・ 基本的に標準パターンの研究室として計画し、利用形態に応じて必要な設備を付加する。
（【資料7】【別表1】【別表2】を参照）
- (ウ) 講座実験室
 - ・ 基本的に標準パターンの実験室として計画し、利用形態に応じて必要な設備を付加する。
（【資料7】【別表1】【別表2】を参照）

(エ) コラボ B 実験室・研究室

- ・ 各専攻特有のプロジェクト研究を行う。
- ・ 1～2年毎に利用者の見直しを行う流動的実験・研究スペースとする。
- ・ 標準パターンの実験室として計画し、利用形態に応じて利用者が必要な設備を付加する。

(オ) 共通固定低温室

- ・ 12㎡程度の低温ユニットルーム(温度4℃、湿度60%以下)を設置する。

エ その他

(ア) 廊下

- ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。

(イ) 階段

- ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- ・ 踏面、蹴上は、昇降しやすい寸法とし、手すりと併せ転倒や落下に配慮した計画とする。

(ウ) 便所

- ・ フロア規模、利用人数、男女比に対応した適切な規模の便所を設置し、便器・洗面台等の衛生器具設備を設置する。
- ・ 各便所には、洋風便器(ウォシュレット付き)を1か所設置する。
- ・ 清掃等の維持管理面に配慮した計画とする。
- ・ 多目的便所を計画する。

(エ) リフレッシュルーム

- ・ 学生・教職員交流の場としてふさわしい安らぎのある清潔な空間とする。
- ・ 外部からの持ち込みによる飲食程度ができるよう計画する。
- ・ 目立たないようゴミ収納ボックスを設置するコーナーを計画する。

(オ) 湯沸室

- ・ 教職員、学生の給茶サービスを行う室。
- ・ 流し台(電磁調理器・収納棚付)を1台設置し、流し台には給水給湯設備を設置する。
- ・ 冷蔵庫電源を設置する。

(カ) 劇毒物保管庫

- ・ 薬品の保管、管理を行う室。
- ・ カードロック方式による入退室管理の制限を行えるシステムとする。

(キ) 倉庫

- ・ 教育・研究等に必要な器材を保管する室。

(ク) ワーキングルーム

- ・ 研究・実験に必要な器具を作製する室。主として木工。
- ・ 清掃等のしやすさに配慮した計画とする。

(ケ) 実験廃液等保管室

- ・ 実験廃液の保管を行う室。
- ・ カードロック方式による入退室管理の制限を行えるシステムとする。

(コ) 設備室・PS等

- ・ 必要に応じて設備室・PS・EPSを設置する。
- ・ 床仕上は防塵仕上とする。

オ 設備主要機能要件

(ア) 動力設備

必要とされる機器に対して動力接続工事を行う他、三相200V電源を必要に応じて各実験室に取り込めるように医学部北研究棟、医学部南研究棟それぞれの各階に1箇所接続点を設ける。

(イ) コンセント設備

- ・ 単相100V電源は、実験室を除く居室については、およそ24㎡につき2回路(同時使用30A)を標準とする。
- ・ コンセントは壁面に使い勝手のよいように分散して配置する他、天井に24㎡につき1本ライティングダクトを設置し、リーラーコンセント等で取り出せるようにする。
- ・ 実験室については、24㎡につき4回路(同時使用60A)とし、内1回路を天井用とし、24㎡につき1本ライティングダクトを設置し、リーラーコンセント等で取り出せるようにする。残りの3回路分を適宜壁面に使い勝手を考慮し分散して取り付ける。また、そのうちの1回路分については単相200V電源に切り替え可能な設定としておく。
- ・ その他の室については、用途、目的に応じた適切な数のコンセントを使い勝手を考慮し、適宜分散して配置する。
- ・ 機器用特殊接地設備(A種接地)を独立して設け、必要とする室及び機器に接続する他、必要に応じて取り出しやすいように医学部北研究棟、医学部南研究棟それぞれの各階に1箇所ずつ接続点を設ける。

(ウ) 非常用電源設備

- ・ 共通実験室低温室及び必要とされる機器について非常用電源を用意する。

(エ) その他

- ・ 室別仕様一覧
- ・ 諸室の目的、用途、必要とする設備などについては【別表1】を参照。
- ・ 装備・備品リスト

事業者側で調達する必要がある備品、及び設備接続などの工事を伴う装備・備品については【別表2】を参照。

<医学部中央施設棟>

ア 基本方針

設備・内装・装備の老朽化した医学部中央施設棟は、段階的に現在の居住者を旧薬学棟に仮移転させ、耐震補強および、設備、仕上等の改修整備を行う。

中央施設棟は、南北に貫かれたキャンパスプロムナードを中心として講義室などが配置された、学部学生生活の中心となる場所として計画している。

施設のゾーン配置・平面計画諸室の配置・平面計画は【資料6】「改修計画平面図（案）」参照。なお、この平面計画は現在の各講座間で調整して決定したものであるため、充分尊重すること。

イ 施設改修要件

下記改修内容を予定しているが、本要求水準を満たすことを大学が認めた場合、必ずしもこの通りを行う必要は無いものとする。

- (ア) 屋根・防水：更新改修
- (イ) 構造上主要な柱・梁・床・（耐震）壁：現状維持
- (ウ) 外壁：耐震補強—外装仕上
- (エ) 外部建具：撤去—新設
- (オ) 内部間仕切壁、天井、床仕上げ、造作等：撤去—新設
- (カ) 内部建具：撤去—新設
- (キ) 設備機器・配管・配線：撤去—新設

ウ 諸室の要求水準

- (ア) 大多目的室
 - ・ 既設床を撤去し、天井高を最大限確保する。
- (イ) 各講義室
 - ・ 天井にTVを設置できるよう計画する。また、必要な配管配線を行い、電源を設置する。
- (ウ) 情報ラウンジ
 - ・ 学生が各自パソコンを持ってきて使用するため、LAN用設備を5箇所程度設置する。
- (エ) 廊下
 - ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- (オ) 階段
 - ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
 - ・ 踏面、蹴上は、昇降しやすい寸法とし、手すりと併せ転倒や落下に配慮した計画とする。
- (カ) キャンパスプロムナード
 - ・ メインエントランスから医学部各棟の主動線となるプロムナードを設置する。
 - ・ 学生ロビーとして賑わいのある空間として計画する。
 - ・ 1～2階の吹抜けを設ける。
 - ・ 学生動線のため、地下階から2階まで階段を設置する。

- ・ 開放感を屋外から感じられるよう、西面の外観については、透過性に考慮した計画とし、かつ日差しに配慮する。

エ 設備主要機能要件

- ・ 室別仕様一覧
諸室の目的、用途、必要とする設備などについては【別表1】を参照のこと。
- ・ 装備・備品リスト
事業者側で調達する必要がある備品、及び設備接続などの工事を伴う装備・備品については【別表2】を参照。

< 標本教育研究棟 (旧解剖実習棟) >

ア 基本方針

新設する医学部解剖実習棟に移行後、耐震補強および、設備、仕上の改修工事を行い、講義・医学標本の保管等を行う施設とする。想定している平面計画は【資料7】「改修計画平面図(案)」を参照。西側一部を取り壊し、1, 2両階でコリドーⅡと接続する。

イ 施設改修要件

下記改修内容を予定しているが、本棟要求水準を満たすことを大学が認めた場合、必ずしもこの通りに行う必要は無いものとする。

- (ア) 全体：現渡り廊下より西側の躯体は取り壊し、③通りに外壁を設ける。
- (イ) 屋根・防水：更新改修
- (ウ) 構造上主要な柱・梁・床・(耐震)壁：2F床を除き現状維持とする。
※2F床については、現大部検室(階段状)の床を撤去し、新たに床を設け、標本倉庫を整備する。
- (エ) 外壁：耐震補強—外装仕上
- (オ) 外部建具：撤去—新設
- (カ) 内部間仕切壁、天井、床仕上げ、造作等：撤去—新設
- (キ) 内部建具：撤去—新設
- (ク) エレベーター：撤去
- (ケ) 設備機器・配管・配線：撤去—新設

ウ 諸室の要求水準

-1階-

- (ア) 標本倉庫
 - ・ 学内の医学標本を保管する室。
- (イ) 動物飼育室
 - ・ マウスルーム×4室、マウス・ラットルーム×1室(内部でⅡ分割)を設置する。

- ・ それぞれに前室を設ける。
- ・ 扉下部にはネズミ返しを設置する。
- ・ 前室に流し台を設置する。

(ウ) 電子顕微鏡室

- ・ 窓は設置しない。
- ・ ミクローム室を設ける。
- ・ 必要に応じて床補強を行う。

(エ) 暗室 1, 2

- ・ 写真の現像、焼付を行う室。

(オ) 動物行動解析室

- ・ 動物の行動と生体信号の測定・解析実験を行う室。
- ・ 動物の行動を観察するための静寂な環境とする必要があり、微弱な生体電気信号を測定するために外界からの電磁波ノイズをカットする必要があるため、30㎡程度の簡易なシールドルームを設置する。

(カ) 階段

- ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- ・ 踏面、蹴上は、昇降しやすい寸法とし、手すりと併せ転倒や落下に配慮した計画とする。

-2階-

(キ) 講義室

- ・ 傾斜教室とし、168人分の固定座席を設ける。多目的な利用も多く想定されるため、コリドーⅡから直接出入りできるようにする。
- ・ 動物の臭気が流れ込まないよう、換気の計画に配慮する。

(ク) 標本倉庫

- ・ 学内の医学標本を保管する室。

(ケ) 廊下

- ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。

(コ) 便所

- ・ フロア規模、利用人数、男女比に対応した適切な規模の便所を設置し、便器・洗面台等の衛生器具設備を設置する。
- ・ 清掃等の維持管理面に配慮した計画とする。

エ 設備主要機能要件

(ア) 非常用電源設備

- ・ 動物飼育室にの非常用電源を用意する。

(イ) 空調・換気設備

- ・ 悪臭の拡散を防止するため、各室の換気扇前にプレフィルターを設置して毛などの大きなごみを除去し、その後排気を集めて光触媒式脱臭装置を通して無臭化する。
- ・ 動物の生育環境保全のため恒温室(22℃±2℃)とする。
- ・ 動物飼育室の局所的な温度変化を防ぐため、前室内に冷暖房装置を設け、外気を室温近くに調整後、飼育室内に引き込む。

(ウ) 実験排水設備

- ・ 動物の排水は既設の処理槽に接続する。

(エ) その他

- ・ 室別仕様一覧
諸室の目的、用途、必要とする設備などについては【別表1】を参照。
- ・ 装備・備品リスト
事業者側で調達する必要がある備品、及び設備接続などの工事を伴う装備・備品については【別表2】を参照のこと。

<十全講堂>

ア 基本方針

医学系研究科・医学部の講堂で、講演会、各種会合、催し物等に利用する。

改修計画に当たっては、医学部ゾーンの南北の主軸となるキャンパスプロムナード、樺並木のアイストップとしての美観を回復し、キャンパス全体の修景に寄与するように計画する。

施設の用途・利用形態については、現在の利用状況と同様の利用が可能であると同時に、事業者の創意工夫を凝らした新しい利用形態についての提案も可能とする。

【現在の利用状況】

大学院入学宣誓式、新入生ガイダンス、学会、シンポジウム、学内研修、講演会、演奏会、健康診断、遺骨返還・合同慰霊祭 等（最大利用人数 800人）

イ 施設改修要件

下記改修内容を予定しているが、本棟要求水準を満たすことを大学が認めた場合、必ずしもこの通りに行う必要は無いものとする。

- (ア) 屋根・防水：更新改修
- (イ) 構造上主要な柱・梁・床・（耐震）壁：現状維持
- (ウ) 外壁：外装仕上
- (エ) 外部建具：撤去一新設。
- (オ) 内部間仕切壁、天井、床仕上げ、造作等：撤去一新設
- (カ) 内部建具：撤去一新設
- (キ) 設備機器・配管・配線：撤去一新設
- (ク) 装備・備品：ホール座席の撤去－更新

ウ 諸室の要求水準

-B1階-

(ア) 機械室

- ・ 既設空調設備を撤去し、更新を行う。

(イ) 電気室

- ・ 既設受変電設備を更新する。要求水準を満たす範囲で、他の建物からの供給等の提案も可能とする。

-1階-

(ウ) ホール

- ・ 518座席を確保し、固定座席を更新する。
- ・ 緞帳は工事期間中取り外し、改修後取付を行う。

(エ) ホワイエ

- ・ 現在の利用状況を考慮し、かつホワイエとしてふさわしい利用計画とする。
- ・ 正面玄関出入口・ホール出入口については、身体障害者に配慮した計画とする。
- ・ 1階部分の便所には、身体障害者用の便所を設ける。
- ・ 将来コリドー I と接続できるよう計画する。

(オ) 便所

- ・ 男女とも大便器1箇所を洋式とする。トイレブースの撤去、新設。
- ・ 1階部分の便所には、身体障害者用の便所を設ける。

(カ) クローク

- ・ 各種会合等開催時に受付等を行えるよう計画する。

(キ) 倉庫

- ・ 机・椅子等の保管を行う室。

(ク) その他

- ・ 地階への屋外階段には、安全性を確保し、屋根を設ける。

-2階-

(ケ) ロビー

- ・ 利用者の休憩等に利用する。

(コ) 大会議室

- ・ 講演者、出演者等との打合せ、控室、また、学内外の会議等に利用する。
- ・ 学内外者の利用を考慮した仕上とする。
- ・ 空調は個別に行えるよう計画する。

(サ) 小会議室

- ・ 講演者、出演者等との打合せ、控室、また、学内外の会議等に利用する。
- ・ 学内外者の利用を考慮した仕上とする。
- ・ 空調は個別に行えるよう計画する。

(シ) 音響室

- ・ 既存機器を再利用する。

(ス) 湯沸室

- ・ 利用者への給茶サービスを行う室。
- ・ 電磁調理器付き流し台を設置する。
- ・ 冷蔵庫用の電源を設置する。

(セ) 便所

- ・ 男女別とし、男女とも大便器1箇所を洋式(ウォシュレット付き)とする。

エ 設備主要機能要件

(ア) 冷暖房設備

- ・ 温度条件(冷房26℃、暖房22℃)を満足できるように更新する。

(イ) 照明設備

- ・ ホールの照明は、昇降式とする。

<旧薬学科実験研究棟、旧製薬化学科実験研究棟、旧薬学講堂>

ア 基本方針

工事期間中における仮移転場所として利用するため、2段階で改修を行う。

イ 施設主要機能要件

(ア) 屋根・防水：更新改修

(イ) 構造上主要な柱・梁・床・(耐震)壁：現状維持

(ウ) 外壁

- ・ 旧製薬化学科実験研究棟南西面、旧薬学科実験研究棟北面：耐震補強（現況壁面より外側）
→設備デッキ新設→外装仕上
- ・ 旧製薬化学科実験研究棟南西面、旧薬学科実験研究棟南面：耐震補強（現況壁面の内側）→
設備シャフト新設→外装仕上

(エ) 外部建具：撤去一新設

(オ) 内部間仕切壁、天井、床仕上げ、造作等：撤去一新設

(カ) 内部建具：撤去一新設

(キ) エレベーター：撤去一新設

(ク) 設備機器・配管・配線：撤去一新設

- ・ 仮改修：旧薬学科実験研究棟
- ・ 2階～4階及び運営に必要な設備の改修を行う。
- ・ 必要に応じて、耐震改修を行う。

- ・ 本改修：旧薬学科実験研究棟
- ・ 仮改修以外の範囲の整備を行う。

ウ 諸室の要求水準

(ア) 事務部門

- ・ 大学院医学系研究科及び医学部の学校事務を行う。
- ・ 事務室・会議室等で構成する。
- ・ 効率的な業務が行えるよう動線を考慮した計画とする。

(イ) 講座研究室

- ・ 基本的に標準パターンの研究室として計画し、利用形態に応じて必要な設備を附加する。
（【資料7】【別表1】【別表2】を参照）

(ウ) 講座実験室

- ・ 基本的に標準パターンの実験室として計画し、利用形態に応じて必要な設備を附加する。
（【資料7】【別表1】【別表2】を参照）

(エ) コラボA研究室

- ・ 医学部医学系研究科の大学院生及び研究生の数によって配分し、必要に応じて見直しを行う流動的研究スペースとする。

(オ) コラボB実験室・研究室

- ・ 各専攻特有のプロジェクト研究を行う。
- ・ 1～2年毎に利用者の見直しを行う流動的実験・研究スペースとする。
- ・ 標準パターンの実験室として計画し、利用形態に応じて利用者が必要な設備を付加する。

(カ) コラボC実験室・研究室

- ・ 共同研究やプロジェクト研究等を行う。
- ・ 医学部医学系研究科としての新方針の実現・本大学他研究科との学際プロジェクト・他大学や企業等との共同研究等を考慮して運用する。
- ・ 3～5年毎に利用者の見直しを行う流動的実験・研究スペースとする。
- ・ 基本的に標準パターンの実験室として計画し、利用形態に応じて必要な設備を付加する。
【資料7】【別表1】【別表2】を参照

(キ) 廊下

- ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。

(ク) 便所

- ・ フロア規模、利用人数、男女比7：3に対応した適切な規模の便所を設置し、便器・洗面台等の衛生器具設備を設置する。
- ・ 清掃等の維持管理面に配慮した計画とする。

(ケ) 階段

- ・ 法令に定められた幅を確保すると共に、動線計画に応じた適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- ・ 踏面、蹴上は、昇降しやすい寸法とし、手すりと併せ転倒や落下に配慮した計画とする。

(コ) リフレッシュルーム

- ・ 学生・教職員交流の場として、ふさわしいくつろぎのある空間とする。
- ・ 外部からの持ち込みによる飲食程度ができるよう計画する。

(サ) 湯沸室

- ・ 教職員、学生の給茶サービスを行う室。
- ・ 流し台（電磁調理器・収納棚付）を1台設置し、流し台には給水給湯設備を設置する。
- ・ 冷蔵庫電源を設置する。

(シ) 大会議室

- ・ 会議、説明会、講演会、セミナー等を行う室。
- ・ スクール形式で200人利用できるものとする。
- ・ 照明設備は高級感のある照明で調光機能とスポットライトをつける。

エ 設備主要機能要件

(ア) 動力設備

- ・ 必要とされる機器に対して動力接続工事を行う他、三相200V電源を必要に応じて各実験室に取り込めるように旧製薬化学科実験研究棟，旧薬学科実験研究棟それぞれの各階に1箇所接続点を設ける。

(イ) コンセント設備

- ・ 単相100V電源は、実験室を除く居室については、およそ24㎡につき2回路(同時使用30A)を標準とする。
- ・ コンセントは壁面に使い勝手のよいように分散して配置する他、天井に24㎡につき1本ライティングダクトを設置し、リーラーコンセント等で取り出せるようにする。
- ・ 実験室については、24㎡につき4回路(同時使用60A)とし、内1回路を天井用とし、24㎡につき1本ライティングダクトを設置し、リーラーコンセント等で取り出せるようにする。残りの3回路分を適宜壁面に使い勝手の考慮し分散して取り付ける。また、そのうちの1回路分については単相200V電源に切り替え可能な設定としておく。
- ・ その他の室については、用途、目的に応じた適切な数のコンセントを使い勝手を考慮し、適宜分散して配置する。
- ・ 機器用特殊接地設備(A種接地)を独立して設け、必要とする室及び機器に接続する他、必要に応じて取り出しやすいように旧製薬化学科実験研究棟，旧薬学科実験研究棟それぞれの各階に1箇所ずつ接続点を設ける。

(ウ) 非常用電源設備

- ・ 共通実験室低温室及び必要とされる機器について非常用電源を用意する。

(エ) その他

- ・ 室別仕様一覧
諸室の目的、用途、必要とする設備などについては【別表1】を参照。
- ・ 装備・備品リスト
事業者側で調達する必要がある備品、及び設備接続などの工事を伴う装備・備品については【別表2】を参照。

第3 設計・建設工事・監理業務要求水準

1 設計業務

(1) 基本要件

- ア 大学担当者の指示に従い業務に必要な建物躯体の状況、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて業務を遂行する。
- イ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、大学担当者と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成する。
- ウ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに大学担当者に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをする。
- エ 業務に必要と判断した場合は、地質調査を行う。
- オ 設計図書等の表記方法については、大学担当者との協議する。
- カ 新営となる解剖実習棟については、基本設計、実施設計の段階を踏んで設計を進め、耐震補強を必要とする建物については、耐震補強計画を行い、第三者機関による判定を受けた後に実施設計にとりかかる。

(2) 手続書類の提出

- ア 業務に着手する時は、次の書類を提出して大学の承諾を受けること。

設計業務着手届

総括技術者届（設計経歴書添付）

主任技術者届（設計経歴書添付）

協力技術者届

- イ 業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

ウ 申請

行政機関への計画通知及び建築確認申請のほか、各種許認可の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを県に提出すること。

各申請に掛かる手数料は入札金額に含めることとする。

(3) 設計図書

- ア 基本設計、耐震補強計画及び実施設計完了時には設計図書を大学に提出し、承諾を得ること。提出する設計図書は、工事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については大学担当者との協議すること。

イ 提出する設計図書は下記による。

(ア) 基本設計

基本設計説明書及び基本図(配置図、平面図、立面図、断面図)、官公庁打合わせ記録、その他必要図面とする。

(イ) 耐震補強計画

第3者機関による判定書を添付した、耐震補強計画書を提出する。

(ウ) 実施設計

a. 設計書類

構造計算書、設備計算書、工事内訳書、官公庁打合わせ録

b. 工事内訳書

工事内訳書は、公共建築数量積算基準(統一基準)に従って細目まで作成すること。

c. 図面(建築)

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、諸室等の面積表、工程図、その他必要図面

d. 図面(構造)

特記仕様書、図面リスト、規準図、土質柱状図、各階伏図、軸組図、杭リスト、基礎リスト、梁リスト、小梁リスト、壁リスト、スラブリスト、継手リスト、各部詳細図

e. 図面(電気)

特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、変電室・バッテリー室・単線結線図及び平面図、電灯、動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・コンセント平面図、照明器具表(又は姿図)、動力・弱電平面図、火災報知、防災関係図、避雷針、その他必要図面

f. 図面(空調)

特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備関係図、部分詳細図、機器詳細参考図(特注品)、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、その他必要図面

g. 図面(衛生)

屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図(便所他)、屋外設備

図、その他必要図面

- h. 図面（昇降機）
昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面
- i. 工事を伴う備品リスト

2 建設工事業務

(1) 基本要件

各施設の供用スケジュールに遅滞無く整備が完了できるように、建設工事を実施する。その際特に以下の点について留意し、工程表及び施工計画を作成し、大学の承認を得る。

- ア 必要な関連法令を遵守する。
- イ 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう、万全の対策を行う。
- ウ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行う。
- エ 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。万一苦情等が発生した場合については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行う。
- オ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- カ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行う。
- キ 工事に際しては、敷地内の法面や既存樹木の保護に努める。
- ク 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責において対応を行う。
- ケ 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣に周知し、作業時間に関する了解を得る。
- コ 施設整備期間中に、大学として教育、研究の場としての機能が損なわれることが無い様に、適切な工事ヤード、動線処理等の仮設計画をたて、大学の了承を得た上で工事にとりかかかかること。
- サ 既存棟の設備等の扱いについて
 - ・ 既存棟改修工事においては、再利用すべき装備、備品については、移動困難な設備等を除き大学が移設、撤去を行う。【別表2】参照。
 - ・ 再利用すべき設備、備品等の移設先（土地）については、大学が用意する。
 - ・ 残存設備以外の設備、備品等については、事業者が関係法令に基づき適切に廃棄する。
 - ・ PCBを含んだ器具は大学の指定する場所に集積する。
 - ・ ライニング鋼管以外の実験排水管は、大学の指定する場所に集積する。
- シ 建設期間中の現場事務所・資材置場用地については、大学で指示し無償貸与する。

(2) 施工管理

- ア 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施する。
- イ 大学は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また、施工状況について説明を求めら

れたときには速やかに回答する。

- ウ 大学担当者に対し、定期的に工事施工管理状況の報告を行う。
- エ 工事完成時には、施工記録を整備し大学に提出する。
- オ 施設が別途発注する施工上密接に関連する工事や備品等の業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努める。
- カ 仮設事務所、駐車場等の工事用地は大学より無償にて提供するが、位置、範囲等については、大学担当者と協議して決定する。
- キ 仮設工事については以下とする。
 - 仮設電力：北陸電力㈱と協議の上引込む。
 - 排水：公共下水道に放流する。
 - 給水：敷地内より引き込む。
- ク 工事発生土の処分については場外搬出処分とする。

(3) 廃棄物の処理

- ア 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分する。
- イ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図る。

3 工事監理業務

事業者は、建築基準法に規定される建築士の資格を持つ工事監理者を設置し、工事監理を行う。

- ア 工事監理を行う者は、関係法令に基づいて、業務を遂行する。
- イ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、大学担当者と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成する。
- ウ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに大学担当者に工事監理業務内容を報告し、十分な打ち合わせをする。
- エ 監理技術者は、常駐監理3名（建築、電気、機械各1名）とする。
- オ 工事監理委託業務は「民間(旧四会)連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。
- カ 工事監理者は、作成した月報及び監理報告書を翌月事業者に提出し、事業者はこれを大学に提出するものとする。

第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準

1 目的

事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、BOT方式で整備される校舎（解剖実習棟）を除く本施設全体に関わる品質・品格を保持し、快適・便利・柔軟かつ効率的な運用が可能な環境を提供し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性・機能性を確保し、施設の信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行う。

2 一般事項

(1) 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりとする。

ア 機能

目的または要求に応じてものが発揮する役割。

イ 性能

目的または要求に応じてものが発揮する能力。

ウ 保守管理

建築物等の点検を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修繕や部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。

エ 点検

建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じた応急措置を判断することを含む。

オ 保守

建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の作業をいう。

カ 運転・監視

設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。

キ 清掃

汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

ク 修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

ケ 更新

機能が劣化した設備や機器等（備品を含む）を新たに設備・調達する保全業務をいう。

コ 大規模修繕

施設の利用を制限して行う等といった、大規模な修繕をいう。

サ 施設管理担当者

金沢大学に大学が定めた施設管理担当者を置く。

シ 金沢大学（宝町）総合研究棟等

本事業の対象となる施設全体の総称であり、コリドーⅠ・Ⅱ、校舎（解剖実習棟）及び外構も含まれている。

(2) 事業者の業務範囲

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等の維持管理

ア 検針業務

イ 清掃業務（廊下、便所、玄関等の共用部分、講義室等）

ウ 校舎等警備業務（休日及び夜間、外部巡回、防災監視）

エ 植栽管理業務

オ 昇降機設備保守管理業務

カ 電気設備保守管理業務

キ 給排水衛生設備保守管理業務

ク 空調等設備保守管理業務

ケ 防災設備保守管理業務

コ 建物（構造・仕上）保守管理業務

サ 外構保守管理業務

(3) 業務期間

事業者は、当該各施設の引渡し日の翌日より維持管理業務を開始すること。施設により引渡し日が異なる場合、施設毎に順次開始すること。なお、本事業契約終了日を維持管理業務の最終日とする。

整備時期	施設名称	供用開始(移行期間含む)(予定)
第Ⅰ期	総合研究棟(十全講堂)	平成18年4月
	総合研究棟(旧薬学科実験研究棟)※仮改修	
	コリドーⅠ	
第Ⅱ期	総合研究棟(旧製薬化学科実験研究棟)	平成18年11月
	総合研究棟(旧薬学講堂)	
第Ⅲ期	総合研究棟(医学部北研究棟)	平成19年6月
第Ⅳ期	総合研究棟(医学部南研究棟)	平成20年1月
	総合研究棟(医学部中央施設棟)	
	総合研究棟(標本教育研究棟) (現 医学部解剖棟)	
	コリドーⅡ	
第Ⅴ期	総合研究棟(旧薬学科実験研究棟)※本改修	平成20年6月

(4) 業務実施の考え方

業務の実施に当たっては、前項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した維持管理業務を実施すること。

- ア 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- イ 施設環境を良好に保ち、大学関係者及びその他施設利用者の健康被害を防止すること。
- ウ 建築物(付帯設備を含む)が有する性能を保つこと。
- エ 劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
- オ 省資源・省エネルギー化に努めること。
- カ ライフサイクルコストの削減に努めること。
- キ 建築物等の財産価値の確保を図ること。
- ク 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- ケ 故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。
- コ 教育・研究に支障のないよう配慮すること。
- サ ア～コの項目について、事業期間中の工程を定め、実施すること。

(5) 要求サービス水準の参考資料

本事業で大学が要求する維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、「保全業務標準仕様書」(文部科学省大臣官房文教施設部)及び「建築保全業務共通仕様書」(建築保全センター(編集)、国土交通省大臣官房官庁営繕部)の実施時における最新版を参照すること。

なお、上記仕様書に示された仕様によるものと同程度以上のサービスを達成目標として作業仕様を策定することとし、上記仕様書に示された個々の仕様(点検の回数及び方法等)については、提案仕様の変更に伴う頻度増減や別手法の提案も可能とする。

(6) 維持管理業務計画書

事業者は、業務の実施に当たり、関連法令、技術基準等を充足し、事業期間にわたる業務実施の考え方を考慮した維持管理業務計画書を下記の通り、全体を総括したものと各業務に関するものをそれぞれ作成し、実施体制、実施工程、業務担当者が有する資格等、事故・火災等非常時の対応等、必要な事項を記載すること。なお、これらの維持管理業務計画書は、大学に提出し、承諾を受けること。また、当該維持管理業務計画書は、本要求水準書とともに、維持管理業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものと位置づける。

○維持管理業務 総括 業務計画書

- ア 検針業務 業務計画書
- イ 清掃業務 業務計画書
- ウ 校舎等警備業務 業務計画書
- エ 植栽管理業務 業務計画書
- オ 昇降機設備保守管理業務 業務計画書
- カ 電気設備保守管理業務 業務計画書
- キ 給排水衛生設備保守管理業務 業務計画書
- ク 空調等設備保守管理業務 業務計画書
- ケ 防災設備保守管理業務 業務計画書
- コ 建物（構造・仕上）保守管理業務 業務計画書
- サ 外構保守管理業務 業務計画書

(7) 維持管理業務報告書

事業者は、維持管理業務に関する日報、月報、及び第一期、第二期の各期における総括書及び年度総括書を維持管理業務報告書として作成し、日報以外を大学に提出すること。また、事業者は日報を3年以上保管すること。

その他、事故・火災等非常時対応については、その記録を非常対応報告書として作成し、事業期間中保管すること。ただし、大学が必要と認めた場合、閲覧できるものとする。

なお、ここでいう第一期、第二期とは、以下に示す期間をいい、大学が実施するモニタリングの対象期間となる。

【総括書作成対象となる期区分】

期区分	当該期間
第一期	4月1日～9月30日
第二期	10月1日～3月31日

(8) 点検及び故障等への対応

- ア 点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書及び後述する維持管理業務年間作業計画書に従って速やかに実施すること。（法令点検を含む）
- イ 施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を取る。点検記録は、3年以上、整備・事故等記録等は、事業期間中保管する。
- ウ 事業者は建築・外構施設の故障を発見した場合、速やかに施設管理担当者に報告すること。
- エ 事業者はウに示すとおり施設管理担当者に報告した後、直ちに適切な処理を行うこと。
- オ 運転時間の調整が必要な設備に関しては、施設管理担当者とは協議して運転期間・時間等を決定すること。
- カ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応すること。
- キ 修繕等において設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。また、その場合は、当該変更箇所に関して速やかに大学に報告すること。

(9) 非常時・緊急時の対応

ア 非常時・緊急時の対応

事故・火災等の非常時の対応についてあらかじめ大学と協議し、防災計画書を策定する。

本施設内において事故・火災等が発生した場合は、防災計画書に基づき直ちに被害の拡大防止に必要な措置を講じるとともに、大学及び関係機関に報告し、復旧に必要な措置を講じる。

イ 施設の不具合・故障等が発見した場合の措置

事業者は建築物、建築設備及び外構施設等の不具合・故障等が発見した場合、又は大学の教職員等より建築物、建築設備及び外構施設等の不具合・故障等に関する通報や苦情を受けた場合、直ちに大学に報告し、緊急に対処する必要があると判断した場合、速やかに適切な処置を行う。なお、軽微なものについては、後日、各種点検・保守等報告書の提出をもって報告に代えることができる。

ウ 中央監視盤等が警報を発した場合の措置

中央監視盤等が警報を発した場合は、状況確認のうえ適切に対応し、大学に報告する。

(10) 法令等の遵守

維持管理業務の実施に当たっては、必要な法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、法令等により資格を必要とする業務の場合は、各有資格者を選任すること。

(11) 費用の負担

業務に要する費用は、光熱水費を除き、事業者の負担とする。

(12) 大規模修繕業務の扱い

施設の大規模修繕に関しては、基本的に事業者の業務範囲外とする。

3 検針業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持し、施設利用の省資源・省エネルギー化を促進するため、検針業務を実施する。

(2) 業務の内容

【資料 1 2】に示す業務区域内における電気・ガス・水道メーターの検針業務

(3) 要求水準

- ・ 上記各種メーターの検針を正確に行い、使用量が著しく増減するときなどには、大学の了承を得た上で、原因調査を行うこと。
- ・ 検針業務は、定例日として毎月 1 日に下水道控除メーターの検針（クーリングタワーの給水、屋外消雪水）を、23 日に電気・ガス・水道メーターの検針業務を行うものとする。ただし、やむを得ない事由により定例日の変更をする場合には、事前に大学の了承を得た上で、定例日の後 6 日以内の範囲に設定し、業務を行うことができる。
- ・ 検針する施設分の検針票を検針順に従い、一冊にまとめた点検簿を作成し、3 年間保管すること。
- ・ メーターの異常、漏水等により使用量が計測不能なときには、前月あるいは前年同月の使用量又は一定の根拠に基づいて算出した推定量を、当該月分の使用量として認定することができるものとする。

4 清掃業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、当施設を衛生的に保ち、当施設における良質な教育・研究環境が円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう清掃業務を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等における建物内の廊下、便所、玄関等の共用部分、講義室等、玄関、出入口周囲等建物周り、ドライエリア、外構。

建物内の業務区域を示す資料として【資料13】を添付する。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。なお、当該年間作業計画書には、以下の項目も明記すること。

- ・ 日常清掃業務
- ・ 定期清掃業務

(4) 要求水準

当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、個別箇所毎に日常清掃業務と定期清掃業務を組み合わせ、清掃業務を実施すること。

(5) 特記事項

ア 日常清掃

①床

- ・ 床仕上げに応じた適切な方法により埃、ごみのないようにする。

②便所、洗面等

- ・ 衛生陶器類は、適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。
- ・ トイレットペーパー、消毒用品等は、常に補充されている状態にする。
- ・ 間仕切りは、落書き、破損がない状態に保つ。
- ・ 洗面台は、常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。
- ・ 鏡はシミ、汚れがついてない状態に保つ。

③その他の内部附帯施設（流し台、湯沸等）

- ・ 清潔な状態に保つ。

イ 定期清掃

①床

- ・埃、シミ、汚れがない状態に保つ。(繊維床を除く。)
- ・繊維床は、埃、汚れがない状態に保つ。

②壁・天井

- ・表面全体を埃、シミ、汚れがない状態を保つ。

③照明器具、時計、換気口、ブラインド等

- ・埃、汚れを落とし、適正に機能する状態を保つ。

④窓枠、窓ガラス

- ・汚れがない状態を保つ。

⑤金属部分、手すり、扉、扉溝、スイッチ類

- ・埃、汚れがない状態を保つ。

ウ 外構、建物外部清掃

- ・ごみ等が近隣に飛散して魅惑を及ぼすことを防止する。
- ・屋外排水設備（側溝、桝等）の水流をごみ、落ち葉等で阻害しない。
- ・案内板等は、汚れが見苦しくない状態を保つ。

エ 費用負担

清掃に必要とする光熱水費は大学の負担とする。しかし、事業者は、光熱水費等に関して、その経費を最小限に留めるよう努めなければならない。

オ 作業時間

作業時間は午前 8 時 30 分～午後 17 時までの間とする。

カ 環境衛生管理業務

事業者は、清掃業務の一環として、当施設の環境衛生の維持のために、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従い、ねずみ・昆虫等の防除等といった、環境衛生管理業務を実施すること。

また、事業者もしくは大学が当施設の環境衛生管理上、問題があると判断する事態が生じた場合、双方協議により対応方法を決定するものとする。

キ その他、業務実施時における留意点

- ・清掃に使用する器具等、資機材は、トイレトペーパー、石けん水、ゴミ袋を除き、すべて事業者の負担とし、清掃器具については会社名を表示するものとする。
- ・清掃区域内における備品類は、移動が困難な物に関しては、移動させずに清掃するものとする。
- ・事業者は、作業従事者の身元規律について万全を期すとともに、事前に身元等を明確にした書面

を施設管理担当者へ届け出るものとする。

- 外壁、窓ガラス、外部建具の清掃は、1回／年以上実施すること。
- 金沢市の指定する分別方法に従い、ごみ（廃薬品を除く）を所定の場所へ集積すること。

5 校舎等警備業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、当施設における良好な教育・研究環境が円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう校舎等警備業務を行う。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等及び宝町キャンパス内の他施設。

【資料14】の防災警備業務区域図参照。

なお、防犯警備業務の内容等に関しては、別途資料を閲覧するものとする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。また、毎日の警備業務について異常の有無を所定の報告書により、大学へ提出すること。

(4) 要求水準

当施設における良好な教育・研究環境の提供、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、校舎等警備業務を実施すること。

(5) 特記事項

ア 機械防災警備の内容

対象物件内の自動火災報知器及び排水ポンプ監視機（以下「警報機器」という）と警備会社本部に設置された監視機器を電話回線を介して接続し、火災又は排水ポンプの異常が生じたときは自動的に警備会社本部へ信号が送られるシステムによること。

イ 機械警備会社本部

- ・ 警報機器等の正常作動を警備会社本部において確認でき、対象物件内の警報機器からの異常信号を受信して、これを表示及び記録する機能を有し、現場で適切な処理をしない限り、警備会社本部の受信装置が正常に復帰しない機器を設置する。
- ・ 管制担当員により間断なく監視するとともに、異常事態が生じた場合は直ちに緊急要員を現場に急行させることのできる体制を維持する。

ウ 防犯警備の内容

- ・ 業務区域における出入口等の施錠の確認、火災、不審者、不審車両、施設の破損等、異常の確

認及びその拡大防止を行う。

エ 異常発生時における処置

(ア) 防火警備

直ちに緊急要員を急行させ、必要な処置をとるとともに消防機関に通報し、大学に緊急連絡すること。

(イ) 排水ポンプ警備

直ちに緊急要員を現場に急行させ、必要な処置を行うこと。

(ウ) 防犯等警備

異常事態の内容を確認し、必要な処置をとるとともに、大学に緊急連絡すること。

6 植栽管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる植栽全般について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、植栽管理業務を行う。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等のうち、植栽に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

(4) 要求水準

当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、植栽管理業務を実施すること。

(5) 特記事項

- ・ 植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防衛する。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行う。
- ・ 風、降雪などにより倒木しないように管理を行うと共に、万一枝等が散乱した場合は、適切な処理を行う。
- ・ 施肥、除草等を計画的に行う。
- ・ 薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、あらかじめ、施設管理担当者との協議すること。

7 昇降機設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる昇降機設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、昇降機設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等内に整備されている昇降機設備を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の業務範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

昇降機設備の性能及び機能を維持し、当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、昇降機設備の点検、保守、修繕・更新等を実施すること。

8 電気設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる電気設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、電気設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等内に整備されている電気設備（通信設備を含む）を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の業務範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

電気設備の性能及び機能を維持し、当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、電気設備の点検、保守、修繕・更新等を実施すること。

9 給排水衛生設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる給排水衛生設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、給排水衛生設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等並びに水質管理を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等内に整備されている、給排水衛生設備に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の業務範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

給排水衛生設備の性能及び機能を維持し、当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、給排水衛生設備の点検、保守、修繕・更新等並びに水質管理を実施すること。

10 空調等設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる空調等設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、空調等設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等及び空気環境測定を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等内に整備されている空調等設備を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の業務範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

空調等設備の性能及び機能を維持し、当施設におけるな教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、空調等設備の点検、保守、修繕・更新等及び空気環境測定を実施すること。

11 防災設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる防災設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、防災設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等内に整備されている防災設備を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の業務範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

防災設備の性能及び機能を維持し、当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、防災設備の点検、保守、修繕・更新等を実施すること。

12 建物（構造・仕上）保守管理業務

(1) 目的

事業者は、建築（構造・仕上）に関して、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、建物（構造・仕上）の各部の点検、保守、修繕等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等のうち、建物に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の業務範囲であれば至急修繕を実施する。但し、大学の責務に帰する事由の場合は、大学と協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

建物（構造・仕上）の性能及び機能を維持し、当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、建物（構造・仕上）の点検、保守、修繕等を実施すること。

(5) 特記事項

ア 屋根

- ・漏水がないこと。
- ・ルーフトレン、樋等が詰まっていないこと。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。

イ 外壁

- ・漏水がないこと。
- ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。

ウ 地下ピット

- ・地下ピットの防水性が維持されること。
- ・要所に排水ポンプを設置すること。

エ 建具（内・外部）

- ・可動部がスムーズに動くこと。

- ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。
- ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- ・自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・変形、損傷がないこと。

オ 天井・内装

- ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- ・仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。
- ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。
- ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。
- ・漏水、かびの発生がないこと。

カ 床

- ・ひび割れ、浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。
- ・防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。
- ・歩行及び業務に支障がないこと。

キ 階段

- ・通行に支障をきたさないこと。

ク 手すり

- ・ぐらつき等機能に問題がないこと。

13 外構保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、外構各部の点検、保守、修繕等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）を除く、金沢大学（宝町）総合研究棟等のうち、道路、駐車場、ドライエリア、コンクリート構造物等、外構に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

一般事項で定めた維持管理業務計画書に加え、毎年度の業務の実施に先立ち、維持管理業務計画書に基づき、作業別の実施日時や作業内容、作業範囲及び業務担当者等を具体的に定めた年間作業計画書を作成し、実施する。

なお、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

(4) 要求水準

外構設備の性能及び機能を維持し、当施設における教育・研究、その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、外構設備の点検、保守、修繕等を実施すること。

第5 校舎（解剖実習棟）の維持管理業務に関する要求水準

1 目的

事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、BOT方式で整備される校舎（解剖実習棟）に関わる品質・品格を保持し、快適・便利・柔軟かつ効率的な運用が可能な環境を提供し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性・機能性を確保し、施設の信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行う。

2 一般事項

(1) 用語の定義

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準」に同じ。

(2) 事業者の業務範囲

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準」に同じ。

なお、本要求水準書は、校舎（解剖実習棟）の維持管理業務を実施するにあたり考慮すべき最低限の内容を示すものである。従って、本要求水準書に記載する要件以外であっても、校舎（解剖実習棟）の維持管理業務を実施する上で当然必要となる業務については、事業者の提案に委ねるものである。

(3) 業務期間

事業者は、当該施設の引渡し日の翌日より維持管理業務を開始すること。なお、本事業契約終了日を維持管理業務の最終日とする。

整備時期	施設名称	供用開始（移行期間含む）（予定）
第Ⅰ期	校舎（解剖実習棟）	平成18年4月

(4) 業務実施の考え方

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準」に同じ。

(5) 要求サービス水準の参考資料

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準」に同じ。

(6) 維持管理業務計画書

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準」に同じ。

(7) 維持管理業務報告書

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準」に同じ。

(8) 点検及び故障等への対応

- ア 点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書及び後述する維持管理業務年間作業計画書に従って速やかに実施すること。（法令点検を含む）
- イ 施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を取る。点検記録は、3年以上、整備・事故等記録等は、事業期間中保管する。
- ウ 事業者は建築施設、外構施設の故障を発見した場合、直ちに適切な処理を行うこと。
- エ 運転時間の調整が必要な設備に関しては、施設管理担当者と協議して運転期間・時間等を決定すること。
- オ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応すること。
- カ 修繕等において設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。また、その場合は、当該変更箇所に関して速やかに大学に報告すること。

(9) 非常時・緊急時の対応

- ア 非常時・緊急時の対応
事故・火災等の非常時の対応についてあらかじめ大学と協議し、防災計画書を策定する。
本施設内において事故・火災等が発生した場合は、防災計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、大学及び関係機関に報告する。
- イ 施設の不具合・故障等が発見した場合の措置
事業者は建築物、建築設備及び外構施設等の不具合・故障等が発見した場合、又は大学の教職員等より建築物、建築設備及び外構施設等の不具合・故障等に関する通報や苦情を受けた場合、速やかに適切な処置を行うこと。
- ウ 中央監視盤等が警報を発した場合の措置
中央監視盤等が警報を発した場合は、状況確認のうえ適切に対応すること。

(10) 法令等の遵守

維持管理業務の実施に当たっては、必要な法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

(11) 費用の負担

業務に要する費用は、光熱水費を除き、事業者の負担とする。

(12) 大規模修繕業務の扱い

事業期間中に大規模修繕業務が想定される場合、事業者の業務範囲とする。

3 検針業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持し、施設利用の省資源・省エネルギー化を促進するため、検針業務を実施する。

(2) 業務の内容

校舎（解剖実習棟）における電気・ガス・水道メーターの検針業務

(3) 要求水準

- ・ 上記各種メーターの検針を正確に行い、使用量が著しく増減するときなどには、速やかに原因調査を行うこと。
- ・ 検針業務は、定例日として毎月 1 日に下水道控除メーターの検針（クーリングタワーの給水、屋外消雪水）を、23 日に電気・ガス・水道メーターの検針業務を行うものとする。ただし、やむを得ない事由により定例日の変更をする場合には、事前に大学の了承を得た上で、定例日の後 6 日以内の範囲に設定し、業務を行うことができる。
- ・ 検針する施設分の検針票を検針順に従い、一冊にまとめた点検簿を作成し、3 年間保管すること。
- ・ メーターの異常、漏水等により使用量が計測不能なときには、前月あるいは前年同月の使用量又は一定の根拠に基づいて算出した推定量を、当該月分の使用量として認定することができるものとする。

4 清掃業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、当施設を衛生的に保ち、当施設における良質な教育・研究環境が円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう清掃業務を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）、玄関出入口周囲等建物周り、外構。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 清掃業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 清掃業務」に同じ。

(5) 特記事項

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 清掃業務」に同じ。

5 校舎等警備業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、当施設における良好な教育・研究環境が円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう校舎等警備業務を行う。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 校舎等警備業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 校舎等警備業務」に同じ。

(5) 特記事項

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 校舎等警備業務」に同じ。

6 植栽管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる植栽全般について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、植栽管理業務を行う。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）のうち、植栽に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 植栽管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 植栽管理業務」に同じ。

(5) 特記事項

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 植栽管理業務」に同じ。

7 昇降機設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる昇降機設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、昇降機設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）内に整備されている昇降機設備を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 昇降機設備保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 昇降機設備保守管理業務」に同じ。

8 電気設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる電気設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、電気設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）内に整備されている、電気設備（通信設備を含む）を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 電気設備保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 電気設備保守管理業務」に同じ。

9 給排水衛生設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる給排水衛生設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、給排水衛生設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等並びに水質管理を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）内に整備されている、給排水衛生設備に関する部分及び貯留槽を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 給排水衛生設備保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 給排水衛生設備保守管理業務」に同じ。

(5) 特記事項

解剖棟で使用した排水（便所は除く）が貯留される貯留槽における水質管理業務として、満水になった時点で薬品（次亜塩素酸ソーダ）による消毒を行い、攪拌の後、公共下水道に放流する。

また、週1回水道水による満水処置を実施すること。

10 空調等設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる空調等設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、空調等設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等、空気環境測定を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）内に整備されている空調等設備を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 空調等設備保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 空調等設備保守管理業務」に同じ。

11 防災設備保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる防災設備について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、防災設備の運転・監視、点検、保守、修繕・更新等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）内に整備されている防災設備を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 防災設備保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 防災設備保守管理業務」に同じ。

12 建物（構造・仕上）保守管理業務

(1) 目的

事業者は、建築（構造・仕上）に関して、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、建物（構造・仕上）の各部の点検、保守、修繕等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）のうち、建物に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 建物（構造・仕上）保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 建物（構造・仕上）保守管理業務」に同じ。

(5) 特記事項

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 建物（構造・仕上）保守管理業務」に同じ。

13 外構保守管理業務

(1) 目的

本事業において維持管理業務対象となる施設について、実施設計図書に示す初期の性能及び機能を維持するため、外構各部の点検、保守、修繕等を実施する。

(2) 業務の対象

校舎（解剖実習棟）のうち、道路、駐車場、コンクリート構造物等、外構に関する部分を対象とする。

(3) 業務の実施

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 外構保守管理業務」に同じ。

(4) 要求水準

「第4 校舎（解剖実習棟）を除く維持管理業務に関する要求水準 外構保守管理業務」に同じ。

第6 運營業務に関する要求水準

1 目的

事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、円滑かつ効率的な研究等が可能な環境を提供することを目的として、教育研究の補助業務及び学校事務業務の運営支援業務を行う。

2 一般事項

(1) 事業者の業務範囲

校舎（解剖実習棟）の運営【教育研究の補助業務及び学校事務業務】

ア 教育研究の補助業務

- ・ 実習、法医学解剖準備、後片づけ業務

イ 学校事務業務

- ・ 献体の収集、管理事務
- ・ 献体の搬送、保管、搬出事務
- ・ 合同慰霊祭開催案内事務、同設営事務

(2) 業務期間

事業者は、校舎（解剖実習棟）の引渡し日の翌日より運營業務を開始すること。なお、本事業契約終了日を運營業務の最終日とする。

(3) 運營業務計画書

事業者は、毎年度の運營業務の実施に先立ち、関連法令、技術基準等を充足し、業務実施の考え方を考慮した運營業務計画書を作成し、実施体制、実施工程、業務担当者が有する資格等、事故・火災等非常時の対応等、必要な事項を記載すること。なお、当該運營業務計画書は、大学に提出し、承諾を受けること。また、当該運營業務計画書は、本要求水準書とともに、運營業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものと位置づける。

(4) 運營業務報告書

事業者は、運營業務に関する日報、月報、及び第一期、第二期の各期における総括書及び年度総括書を運營業務報告書として作成し、日報以外を大学に提出すること。また、事業者は日報を3年以上保管すること。

その他、事故・火災等非常時対応については、その記録を非常対応報告書として作成し、事業期間中保管すること。ただし、大学が必要と認めた場合、閲覧できるものとする。

なお、ここでいう第一期、第二期とは、以下に示す期間をいい、大学が実施するモニタリングの対象期間となる。

【総括書作成対象となる期区分】

期区分	当該期間
第一期	4月1日～9月30日
第二期	10月1日～3月31日

(5) 非常時・緊急時の対応

事故・火災等の非常時の対応についてあらかじめ大学と協議し、防災計画書を策定する。

本施設内において事故・火災等が発生した場合は、防災計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、大学及び関係機関に報告する。

3 教育研究の補助業務

(1) 目的

事業者は、校舎（解剖実習棟）における解剖実習及び法医学解剖の円滑かつ確実な実施に資するために、教育研究の補助業務（大学職員が行う解剖実習及び法医学解剖に伴う業務の補助業務）を実施する。

(2) 解剖実習の補助業務

ア 下記の解剖実習期間の前後における清掃業務で、各 1 回実施する。なお、解剖実習期間中において、事業者による清掃業務の実施が必要とされた場合は、別途大学との協議によるものとする。

■実習期間：およそ 4 月～7 月の間の延べ 36 日間。

イ 年 2 回程度の実施が予想される、研究用解剖後の清掃業務。

(3) 法医学解剖の補助業務

- ・ 法医学解剖後の解剖室の後片付けとして、解剖台や器具等の洗浄、乾燥、滅菌処理及びタオル等の洗濯を含む、解剖室の清掃業務を行う。
参考として、洗浄等の対象となる器具等を【資料 1 5】に示す。
- ・ 法医学解剖において発生した医療廃棄物は、大学の指定する場所に集積する。
- ・ 法医学解剖の準備として、解剖に必要な器具等を常時備えておくこと。
参考として解剖に必要な器具等を【資料 1 6】に示す。

(4) その他、留意事項

- ・ 速やかに解剖実習、法医学解剖が行われるよう、円滑かつ確実な補助を基本とすること。
- ・ 献体の保存状態に悪影響を与えないよう、健康かつ清潔な状態で業務に当たること。
- ・ 法医学解剖の補助業務の実施時間は、平日の 8：30～17：30 とする。
- ・ 法医学解剖の補助業務を実施する際、事業者は、特定化学物質等作業主任者を 1 名以上配置しなければならない。
- ・ 解剖実習、法医学解剖に必要な機器類は、【別表 2】において設置することとしたもの以外は、大学が準備する予定である。
- ・ 事業者が設置した機器類は、適切なメンテナンスを行うこと。
- ・ 教育研究の補助業務において、業務上知り得た事項及び個人情報管理を徹底し、これを他に漏らしてはならない。
- ・ 解剖実習の補助業務及び法医学解剖の補助業務における清掃業務は、通常の維持管理業務の清掃業務とは別に行う。

4 学校事務業務

(1) 目的

事業者は、人体解剖学の教育に資するための解剖実習において、円滑かつ確実な実習の実現のために、学校事務業務（献体の収集・管理事務、献体の搬送、保管、搬出事務、合同慰霊祭開催案内事務・同設営事務）を実施する。

(2) 業務の主な内容

献体の収集から大学までの搬送、解剖実習後の献体搬出、及び合同慰霊祭・遺骨返還式の開催案内から設営までの業務。

(3) 留意事項

ア 共通

- ・ 研修等の機会を設ける等により、業務水準の向上に努めること。
- ・ 学校事務業務において、業務上知り得た事項及び個人情報管理を徹底し、これを他人に漏らしてはならない。

イ 献体の収集・管理事務

- ・ ご遺族の心情に十分配慮した、献体収集を行うこと。
- ・ 医学部担当者との円滑かつ確実な連絡体制を構築すること。
- ・ 確実な人員配置（1級葬祭ディレクターの配置）を行うこと。
- ・ 寝台車（霊柩車）を円滑かつ確実に配置すること。

ウ 献体の搬送・保管・搬出事務

- ・ 献体の搬送、搬出の円滑かつ確実な実施、及び事故等の緊急時における対応マニュアル等を作成し、遵守すること。また、その際には大学との確実な連携に特に留意すること。
- ・ 搬送やストレッチャー間の移し替え時等において、献体の腰が曲がらない等、献体の状態が良好に保たれるよう、十分配慮すること。
- ・ 実習最終回前に実習体の数の棺を確実に用意すること。
- ・ 火葬許可手続を行う大学、及び指定される市立火葬場との円滑かつ確実な連絡体制を構築し、火葬場の手続き及び火葬から遺骨の収拾、霊安室への遺骨の搬送及び保管を確実に実施すること。

エ 合同慰霊祭開催案内事務・同設営事務

- ・ 合同慰霊祭及び遺骨返還式の開催においては、ご遺族の心情に十分配慮すること。
- ・ 合同慰霊祭及び遺骨返還式の会場は十全講堂及び記念館とし、移動のためのバス、献花、昼食、

お土産を確実に準備すること。

- ・ 合同慰霊祭及び遺骨返還式の開催は、年 1 回 6 月第 3 週土曜日とすること。
- ・ 合同慰霊祭の参加者は、ご遺族、教職員、学生、来賓等 600～700 人で行っている。
- ・ 合同慰霊祭は病理解剖体と合同で実施している。

オ その他、関連業務

- ・ 下記墓地の清掃業務（草むしり等を含む）を、合同慰霊祭の前、お盆の前、彼岸の前等、4 回／年以上実施する。

■場所：金沢市末広町 卯辰山公園内墓地内
金沢大学解剖体墓地及びホルトマン愛児墓碑

なお、参考として「系統解剖（解剖実習）関連フロー図」及び「合同慰霊祭開催案内事務・同設営業務について」を【資料 1 7】及び【資料 1 8】に示す。

【別添資料一覧】

【別表 1】	「室別要求水準一覧表」
【別表 2】	「装備・備品リスト」
【資料 1】	「事業計画地位置図、配置図」
【資料 2】	「工事用地位置図」
【資料 3】	「地盤調査資料」
【資料 4】	「現況施設配置図」
【資料 5】	「既設仕上表・平面図等」
【資料 6】	「インフラ整備状況概要図」
【資料 7】	「改修計画平面図（案）」
【資料 8】	「標準照度表」
【資料 9】	「設備計画資料」
【資料 10】	「機械設備資料」
【資料 11】	「外構範囲資料」
【資料 12】	「検針業務区域図」
【資料 13】	「清掃業務区域図」
【資料 14】	「防災警備業務区域図」
【資料 15】	「滅菌等を要する器具・数量等」
【資料 16】	「法医解剖に必要な器具・数量等」
【資料 17】	「系統解剖（解剖実習）関連フロー図」
【資料 18】	「合同慰霊祭開催案内事務・同設営業務について」

【閲覧資料一覧】

「建物現状調査報告書」
「既存建物設計図書」
「基本設計図書」
「防犯警備業務の内容等」
「雨水排水資料」
「調査シート」
「合同慰霊祭・遺骨返還式写真」
「光熱水実績資料」